平成２９年（再イ）第４１号

埼玉県川越市霞ケ関東１丁目17番地28（レオパレスエムロード108号室）

再生債務者　内田　裕之

１　決議に付する再生計画案　平成29年７月18日

付け再生計画案

２　再生計画案に対する回答期間　平成29年８月21日まで

平成29年７月20日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第５０号

埼玉県所沢市緑町４丁目35番15－601号　アコール新所沢イースト

再生債務者　榎本　康治

１　決議に付する再生計画案　平成29年７月13日付け再生計画案

２　再生計画案に対する回答期間　平成29年８月21日まで

平成29年７月19日

さいたま地方裁判所川越支部

裁決の公告

東京弁護士会が平成28年５月11日に告知した同会所属弁護士大石剛一郎会員（登録番号21096）に対する懲戒処分（業務停止３月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年７月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を２月間停止する旨裁決し、この裁決は平成29年７月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成29年７月14日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　名　菅谷　公彦

登録番号　25567

事務所　東京都千代田区隼町２－12藤和半蔵門コープ707

３　処分の内容　除名

４　処分が効力を生じた年月日

平成29年７月12日

平成29年７月18日　日本弁護士連合会

企業年金基金変更公告

グローリー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。

１．新事務所の所在地　兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号

２．旧事務所の所在地　兵庫県姫路市下手野１丁目１番55号

３．変更年月日　平成29年８月１日

平成29年８月２日

兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号

グローリー企業年金基金

理事長　三和　元純

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年８月２日　長野県教育委員会

１　失効した免許状

(1)　本籍地、氏名　長野県、小西　雅彦

(2)　免許状の種類（教科）、番号

高等学校教諭一種免許状（工業）、平５高１種第1774号

(3)　授与年月日　平成６年３月31日

(4)　授与権者　埼玉県教育委員会

２　失効年月日　平成29年６月15日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第３号該当

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

北海道白老郡白老町字萩野三四一番地

株式会社緑泉郷

代表清算人　平野　右子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

北海道川上郡弟子屈町朝日一丁目四番三四号

特定非営利活動法人ましゅうの里

清算人　藤　泰人

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

宮城県名取市下増田字袋四番地

株式会社名取総合サービスセンター

代表清算人　和泉　矩郎

解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

秋田県秋田市添川字古城廻六三番地七

タクマ通商株式会社

代表清算人　中川　利宗

解散公告

当社は、平成二十九年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

山形県東根市本丸西四丁目三番二号

有限会社プロード

清算人　髙橋　一則

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

福島県郡山市富田町字池向三二番地の三

有限会社礼屋

清算人　橋本　成人

解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

茨城県日立市城南町一丁目三番一七号

有限会社ユニバーサルリレイション

代表清算人　柴田　敏文

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目四四六　二Ｆ－二三二号

株式会社明匠

代表清算人　小瀧　明代

解散公告

当社は、平成二十九年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二日

千葉市中央区星久喜町二二〇番地二

株式会社井ノ上電気

代表清算人　井ノ上悦子